

平成 26 年 5 月 30 日

平成 26 年度電波利用環境保護周知啓発強化期間の実施

－「私たちの生活の安心・安全を脅かす不法電波をシャットアウト!!」－

総務省は、「私たちの生活の安心・安全を脅かす不法電波をシャットアウト!!」をキャッチフレーズに、平成 26 年 6 月 1 日(日)[※]から同年 6 月 10 日(火)までを電波利用環境保護周知啓発強化期間として、電波利用環境保護に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行います。

また、6 月中の 1 か月間は、不法無線局の取締りを強化する期間として、良好な電波利用環境の整備を推進していきます。

※ 6 月 1 日は「電波の日」です。「電波の日」は、昭和 25 年（1950 年）に電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府専掌であった電波の利用が広く国民に開放されたことを記念して設けられました。

1 電波利用環境保護周知啓発強化期間

(1) 期間

平成 26 年 6 月 1 日（日）から同年 6 月 10 日(火)まで

(2) 主な周知・啓発活動

- ア 各種新聞への広告掲載
- イ 公共交通機関、駅等へのポスターの掲出
- ウ 関係団体等に対してポスター及びリーフレットの配布
- エ 全国の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）において電波教室を開催
（※詳しくは、最寄りの総合通信局にお問い合わせください。）

2 不法無線局対策の強化

(1) 期間

平成 26 年 6 月 1 日（日）から同年 6 月 30 日（月）まで

(2) 強化活動

取締り強化期間として重点的に不法無線局の取締りを実施

平成 25 年度の重要無線通信妨害の対応事例、無線局の混信・妨害申告、不法無線局の措置状況は、別紙のとおりです。

3 協力省庁及び団体（順不同）

警察庁、国土交通省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会及びモータースポーツ無線協会

4 平成 26 年度電波利用環境保護活動用ポスター



電波はルールを
守って使いましょう。

ボクは「デンパ君」。
電波利用環境保護活動の
統一キャラクターだよ。



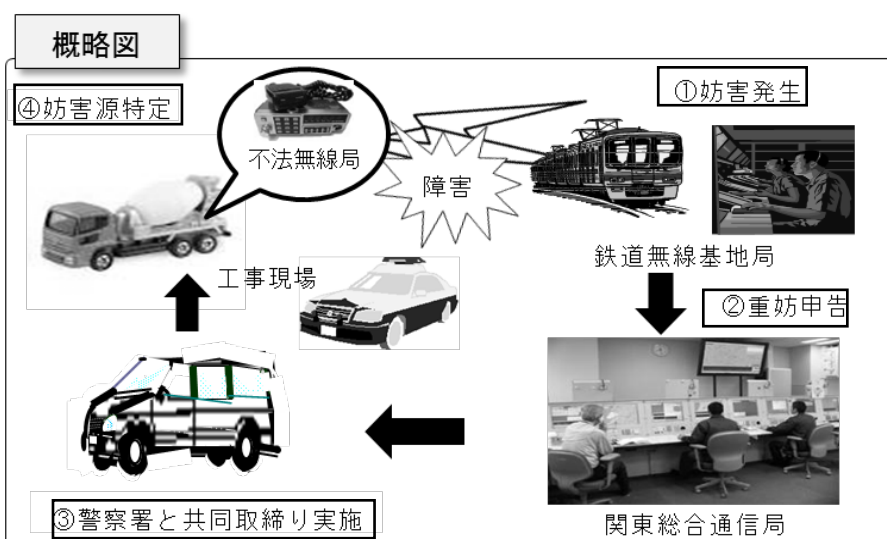
<連絡先>

総合通信基盤局 電波部 電波環境課 監視管理室
担 当：斧淵課長補佐、橋本調整係長
電 話：03-5253-5911
F A X：03-5253-5915

平成 25 年度の重要無線通信妨害の対応事例

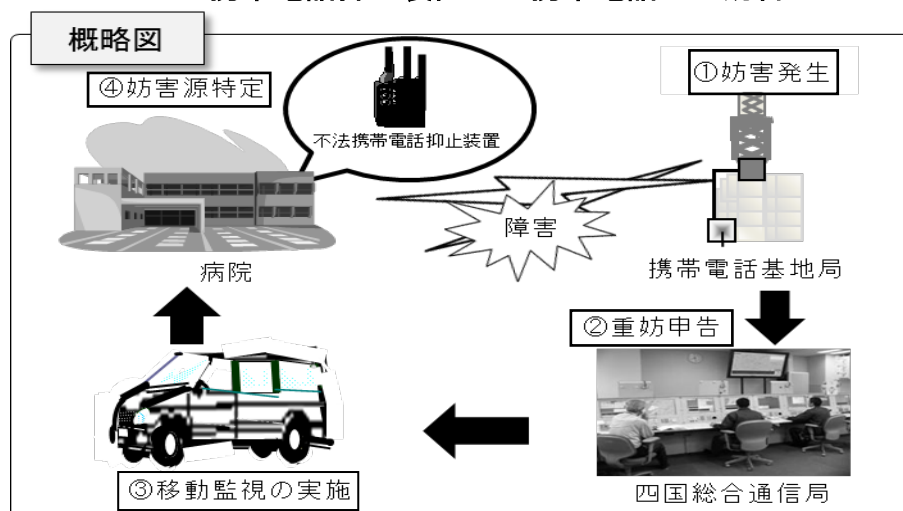
平成 25 年 11 月、埼玉県内において、鉄道無線に妨害が発生したため、現地調査を実施し、工事現場で使用されている不法無線局からの電波が原因であることを突き止めました。警察署と共同取締りを実施し不法無線局を開封した 2 名を摘発し、妨害を解消しました。

1 不法無線局から鉄道無線への妨害



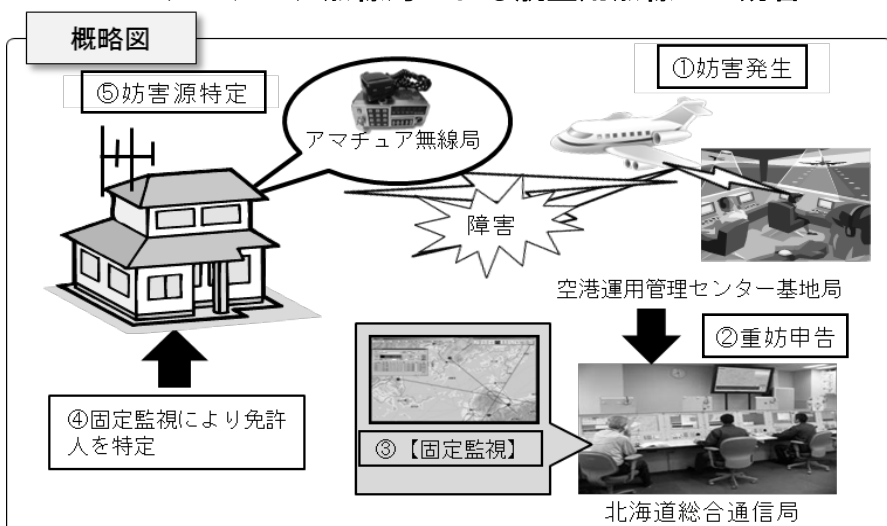
平成 25 年 12 月、愛媛県内において、携帯電話基地局へ妨害が発生したため、現地調査を実施し、病院に設置されていた不法携帯電話抑止装置からの電波が原因であることを突き止めました。所有者に対して、当該装置の使用を止めるよう指導し、妨害を解消しました。

2 携帯電話抑止装置から携帯電話への妨害



平成 26 年 1 月、北海道内において空港システム運用管理センター基地局へ妨害が発生したため、調査を実施し、近隣のアマチュア無線局からの電波が原因であることを突き止めました。設備故障によるスプリアス発射が原因と考えられるため、使用者に対して、当該設備の使用を止め、設備の点検を行うよう指導し、妨害を解消しました。

3 アマチュア無線局による航空用無線への妨害



平成25年度の混信・妨害申告及び不法無線局の措置状況

1 混信・妨害申告の状況

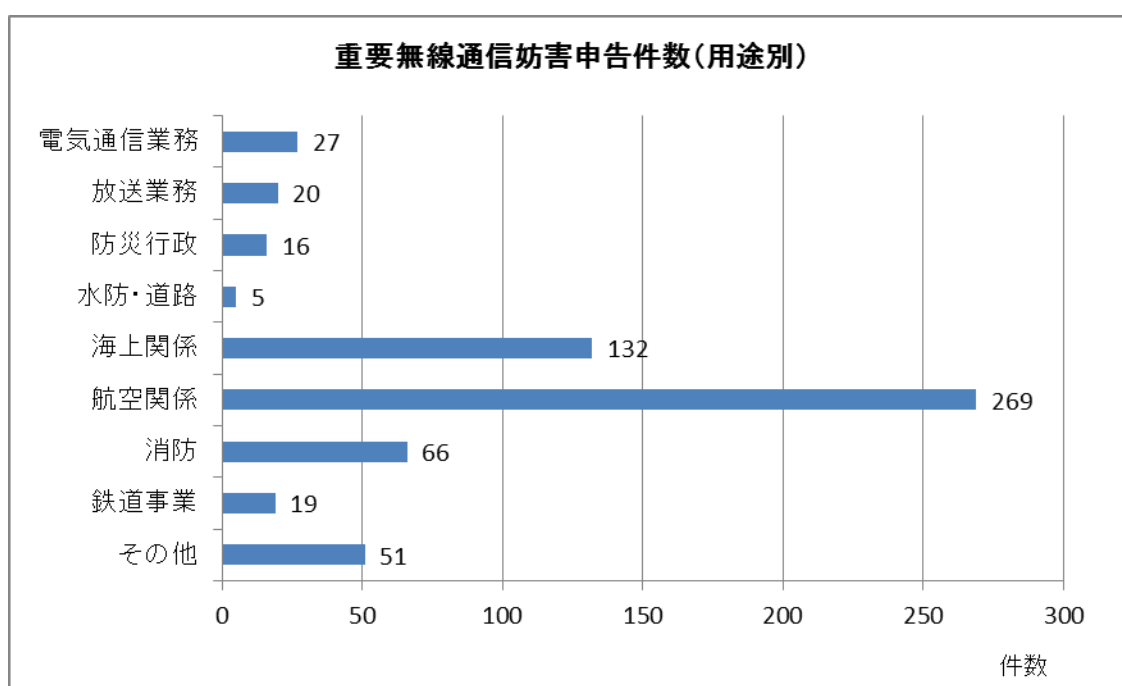
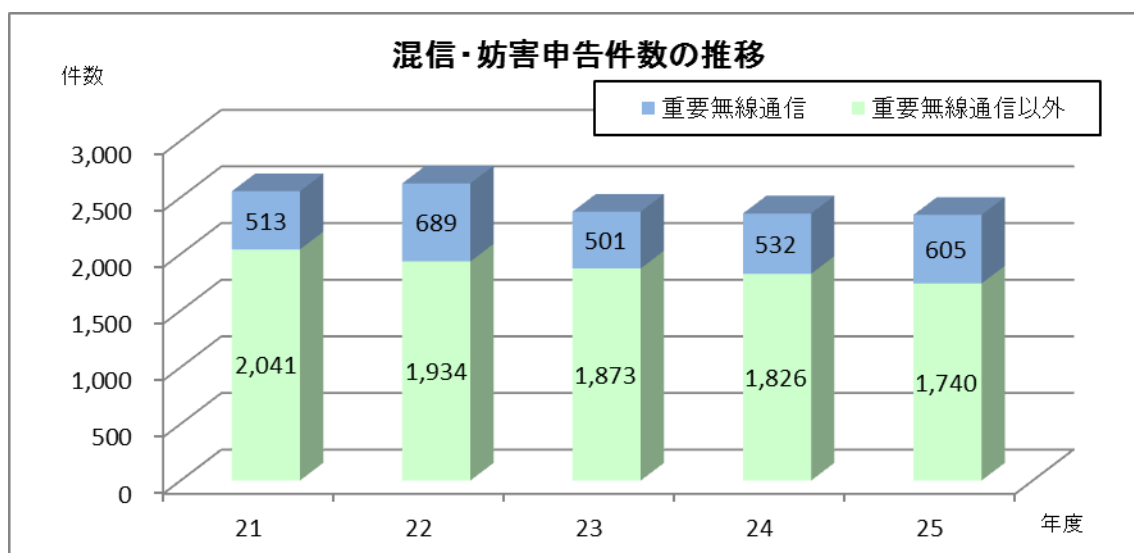
無線局に対する混信・妨害申告の総件数は 2,345 件であり、このうち、重要無線通信※を取り扱う無線局に対する混信・妨害申告は 605 件でした。

※ 重要無線通信：人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気、鉄道のための無線通信

○ 重要無線通信に対する申告の傾向

ア 申告件数全体は横ばいですが、重要無線通信妨害の申告件数は増加傾向です。

イ 無線局の用途別の申告数は、航空用無線局への混信妨害事案が 269 件（前年度 218 件）と最も多く、次いで海上関係、消防、電気通信業務に関する申告があり、傾向は変わっていません。



2 不法無線局の措置の状況

電波法に基づく免許を取得せずに無線局を開設又は運用した不法無線局 1,992 件を捕捉しました。このうち、悪質な 228 件については警察などへ告発を行いました。また、1,764 件については行政指導を行い、使用を停止させるなどの措置を行いました。

1,992 件のうち、不法 3 悪と呼ばれる不法市民ラジオ、不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線は、全体の約 43%となっており、特に、不法パーソナル無線は減少傾向にあります。

